

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる日産自動車事件（最判昭和56年3月24日民集35巻2号300頁）を踏まえて、私人間効力論、平等について考える問題である。問1では、私人間効力についての学説理解が正しくできているかを問い、問2では年齢による差別（男女の定年年齢の差）が合理的なものといえるか、憲法14条1項についての理解を問うものである。

【採点基準】

- ・日産自動車事件についての理解が正確か。
- ・私人間効力についての理解が正確か。
- ・憲法14条1項違反についての議論が正確にできるか。
- ・以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 刑法

【出題趣旨】

甲とその弟分である乙が意思を通じて暴行に及んだ後、甲が金品を要求したことから甲の強盗の意思を知った乙が引き続き甲の金品奪取に協力したという事例につき、甲・乙の罪責を問うことにより、犯罪成立要件に関する基本的知識、共同正犯の成立要件とその成立範囲等に関する知識、事例の分析力、具体的事案の解決への応用力を試し、合わせて法的思考記述の能力をみようとするものである。

【採点基準】

※ 評価上の主要な観点と概略的な配点割合（%による数字）を示す。

第1 暴行罪・傷害罪（35）

1 事案分析

甲・乙の行為がVに対する傷害を共同実行する旨の合意に基づくものであることから、傷害罪の共同正犯の成否が問題となる。

2 傷害罪の共同正犯

判例の立場をも考慮しつつ、傷害罪の成立要件、および、共同正犯の成立に必要な客観的・主観的要件を明らかにすることが求められる。

3 事実評価

成立要件に関する解釈に基づき、事例の事実を適切に評価することが必要である。

傷害罪の成立に必要な故意の内容に注意すること。

甲が強力な暴行を加える一方、乙は消極的な態度とるにとどまっていることをふまえて、とくに乙につき甲との間で共同正犯となるか否かを検討することが必要である。共謀共同正犯を共同正犯とする判例の立場に従うと、傷害罪の共同正犯が成立すると考えられる。

第2 強盗罪・強盗致傷罪（55）

1 事案分析

甲の行為は、頭書からVの反抗を抑圧して財物を奪うものとして強盗罪の成否が問題となる。他方、乙は、当初、甲の強盗の意思を知らなかったので、甲との間で強盗罪の共謀が成立するとすれば、甲の金品要求の時点以降となろう。

2 強盗罪・強盗致傷罪の共同正犯

強盗罪の成立要件（たとえば、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫等）、強盗致傷罪の成立要件（たとえば、判例によると、傷害が少なくとも強盗の機会に生じたこと）を明らかにすることが必要である。

また、第1の検討内容と同様、乙との共同正犯が認められるかをめぐって議論がありうる。強盗の共謀は、黙示的に、しかも遅れて成立したと考えられる。そこで、第1の検討内容に加えて、いわゆる承継的共同正犯の成否、成立する場合の要件等について、近時の最高

裁判例を考慮しつつ代表的な解釈を説明し、自己のよって立つ考え方を明らかにすることが期待される。

3 事実評価

成立要件に関する解釈に基づき、事例の事実を適切に評価することが必要である。

とくに、乙は、甲の言動からその強盗の意思を察知したので、いわば実行行為の途中から強盗罪の意思を通じたものであるし、その際にも明示的な意思疎通があったわけではない。これをふまえて、第1と同様の解釈に基づき、乙につき強盗罪、強盗致傷罪共同正犯性を検討することが望まれる。強盗罪の共謀の成立を肯定するにせよ否定するにせよ、それを基礎づける解釈論と、具体的事実の的確な挙示が期待される。

なお、V後頭部の傷害は、甲にとっては、強盗の手段として行われた暴行から生じたものであるが、乙にとっては、甲との間で強盗罪の共同意思が成立する前に生じた結果であるから、乙に傷害結果を帰責することは当然とはいえないであろう。乙の関与以前的事实を「承継」して共同正犯とする解釈の当否、および、事例における乙にそのような「承継」を認めることができるか否かの判断が必要である。もとより「承継」ではなく関与前の結果についても後行者が罪責を負うとする議論もありうる。

結論の如何はともかく、判断規範の妥当性の吟味、具体的事実評価の適切性等、その結論を導く論理の説得性が求められる。

第3 総合評価として上記以外の加点・減点要素の考慮（10）

加点例：水準を超える考察、全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

以上